

5

6-83
91

25.1.27
 戦後教育資料
 秘

国立学校設置法の一部を改正する法律案の要綱

- 一 国立大学の学部、分合等について規定すること。
- 二 国立大学に包括された学校のうち高等学校、大学予科等を削除すること。
- 三 国立大学附置研究所の新設及び合併について規定すること。
- 四 国立大学に公立学校を包括することによって設けられた農学部、附属農場等学部、附属の研究施設の設置について規定すること。
- 五 国立盲教育学校及び国立ふく教育学校を昭和二十六年三月三十一日までに東京教育大学に附置すること。
- 六 国立学校に置かれる職員、定員を学年進行、旧制の学校の募集停止、公立学校の国立大学への合併等による増減に応じて改正すること。
- 七、その他関係条文を整理すること。



天野 338